

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

平成 26 年 7 月 14 日

収支等命令者

佐賀県教育委員会副教育長教育情報課長事務取扱

福 田 孝 義

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 学習用 P C (指導者用) 賃貸借契約
- (2) 契約期間 契約締結の日から平成 30 年 9 月 30 日まで
- (3) 調達数量 1,329 台
- (4) 入札条件 入札説明書のとおり
- (5) 納入場所 佐賀県立高等学校
- (6) 納入期限 平成 26 年 9 月 30 日
- (7) 予算額 192,889 千円

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (3) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。)でないこと。
- (4) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又

は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

(6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

佐賀県教育庁教育情報課（新行政棟 10 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7222

F A X 番号 0952-25-7067

電子メールアドレス kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関係様式の交付期間及び交付方法

平成 26 年 7 月 14 日(月)から同年 8 月 7 日(木)まで佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

(3) 入札参加届出書の提出

入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、入札参加届出書、及び納入予定機器等の確認申請書を平成 26 年 8 月 1 日(金)午後 5 時までに、(1)の場所へ直接持参し、又は郵送すること。

期限までに提出しない者、入札参加届出書から競争入札参加資格がないと認められた者又は納入予定機器等の確認申請書から納入予定機器等が仕様を満たさないと認められた者は、入札に参加することができない。

また、入札参加届出書を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

入札参加資格の確認結果は、同月 6 日(水)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けたとき。

エ その他本件契約に際し、契約履行が困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札書の提出方法

(6)の場所に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成 26 年 8 月 8 日(金)午前 9 時ま

でに必着とする。

また、封筒に「学習用 P C（指導者用）賃貸借契約に係る入札書在中」と表書きすること。

到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成 26 年 8 月 8 日（金）午後 1 時

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新行政棟 9 階 91 号南
会議室

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積金額（賃貸借契約）の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割

引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権
証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 108 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 108 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「 」の記号を付記すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 規則第 105 条の規定により作成された賃貸借契約の予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件を全て満たしているものでなければならない。

イ 入札金額が入札書比較価格（税抜きの前定価格）以下で、最低の価格

をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

ウ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

エ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

オ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札を行う。再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行う。

(10) 入札の無効

入札参加届出書において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札保証金が(7)に規定する金額に達しない者

オ 1人で2以上の入札をした者

カ 代理人でその資格のないもの

キ 期限内に入札を行わない者

ク 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることができない。

(12) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

4 その他

(1) 入札及び契約の手續並びに契約の履行に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 質問等

公告内容に質問がある場合は、別に定める質問書に質問内容を記載し、平成 26 年 8 月 1 日（金）午後 4 時までには 3 の(1)のメールアドレスへ送信すること。

回答は同月 4 日（月）までにメールにて行い、文書は後日送付する。

(5) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、賃貸借契約に係る契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。

- イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(7)のイに掲げる価値の担保を供することができる。
- ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。
- (7) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。
- (8) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、規則及び佐賀県特定調達契約規則（平成 7 年佐賀県規則第 64 号）の定めるところによる。
- (9) この調達契約は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the product(s): Lease of a set of PCs for educational use.
- (2) Date for the bid: August 8, 2014.
- (3) Access to bidding manual:
- The bidding manual will be posted on the Saga Prefectural website from July 14, 2014 until August 7, 2014.
- (URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>)
- (4) Contact information:
- Educational Information Technology Division

(New Administrative Building, 10th floor),
Board of Education, Saga Prefectural Government
1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture
840-8570, Japan
Tel 0952-25-7222